

Q 年休取得中の社員を突然呼び出す場合に、会社に向かう途中の交通事故は通勤災害となるのでしょうか

A

通勤災害と認定されるためには、住居と就業の場所との間や複数就業者が事業場間を移動する場合などに、合理的な経路および方法により往復していたことが必要です。さらに、原則として中断や逸脱があってはならず、業務の性質を有するものも除きます（労災保険法第7条第2項）。

通達では、休日に、鉄道の保線工事が、自己の担当する鉄道沿線に突然事故があったため、自宅等から使用者の呼出しを受けて現場にかけつける途上は、業務遂行中と解すべきとしています（昭24.1.19基収第3375号）。

突発的に呼出しを受けたのが自宅だった場合、通常出社する経路の途上で災害にあっても、通勤災害とは扱いません。

これに対し、前日の夜に要請を受け年休取得を取りやめて、通常の出勤時間に出社すれば通勤災害となります。

また、出先から出勤するケースでは通勤経路から外れていて、通勤災害に該当しないのは定義のとおりですが、前述の通達同様「突発的」呼出しであれば、その時点から業務遂行性を有し、業務災害となります。